

第 20 回長浜市空家等対策推進会議 要点録

I. 日時：令和 6 年 1 月 16 日（火）午後 3 時 00 分～午後 4 時 45 分

II. 場所：長浜市役所本庁舎 4 階 4-B 会議室

III. 出席者

【委 員】濱崎一志委員（座長）、山田栄一郎委員、冬木克彦委員、
大森敏昭委員、稲舘均委員、大村悟子委員、川村千恵委員

【事務局】都市建設部長 都市建設部次長兼住宅課長、住宅課住まい政策係職員 3 人

【傍聴者】なし

IV. 内容

1. 開会

都市建設部長より挨拶

2. 会議の一部非公開について

●会議の一部非公開について

「議題 4」の特定空家等に認定及び「議題 5」の特定空家等の経過報告について、個人情報进行特定できるおそれのある情報を取り扱うことから非公開に決定。

【意見・質疑】

意見なし

3. 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正について

●法改正の概要及び空家管理活用支援法人の指定に関する報告

【意見・質疑】

委員：支援法人の指定は本市の方針が定まるまで行わないとのことだが具体的にいつまでを想定しているのか。

事務局：来年度に空き家の実態調査の実施を検討中であり、調査が実施できた場合は、その調査結果を踏まえ、令和 7 年度に本市の空家等対策計画の改定を行う予定をしている。

計画改定の中で支援法人指定についても定めていくことになるかと想定している。

4. 長浜市空家等に関する条例の一部改正について

●条例改正の概要及び今後のスケジュールについて報告

- ・パプコメの実施→2月22日から1か月間
- ・施行時期→令和6年9月予定

【意見・質疑】

委員：緊急安全措置が実施出来るようになるということだが、現行条例に規定されているものとは内容が違うのか。

事務局：現行条例第21条に緊急安全措置を規定しているが、今の内容だと命令まで発令している特定空家等にのみ実施出来る内容となっており、緊急的な対応が実施出来ない。

この課題を解消するため、条例を改正させていただく予定をしている。

委員：緊急安全措置の対象は特定空家等のみか。

事務局：現時点では特定空家等のみを対象と考えている。

5. 長浜市特定空家等判断基準の改正について

●改正の概要及び今後のスケジュールについて報告

- ・施行時期→令和6年6月予定

【意見・質疑】

委員：4月から相続登記の義務化も始まるので、加点項目に登記の有無があればいいかと思う。

事務局：検討する。

委員：環境的な部分での判定もしていくことになると思うので、その分野でも専門家も本会議のメンバーに必要なのではないか。

事務局：検討する。

委員：判定項目の中にアスベストの目視確認とあるが、アスベストかどうかは検査しないと分からないので、目視での確認は不可能かと思われる。

事務局：ご意見を基に修正させていただく。

6. 長浜市特定空家等判断基準の改正について

- 5 件の空き家について、特定空家等判定票及び写真を基に事務局より説明

→5 件の空き家の特定空家等への認定について意見聴取

【意見・質疑等】

委員：特定空家等への認定について異議なし

7. 特定空家等の経過報告

- 市内の特定空家等について今年度の進捗報告

【意見・質疑】

意見なし

8. その他

- 第 21 回長浜市空家等対策推進会議について

令和 6 年 8 月に開催予定

【意見・質疑等】

意見なし

9. 閉会